

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(平成22年6月17日京都市条例第12号) (行財政局人事部給与課)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、次の措置を講じることとしました。

1 育児休業及び育児のための部分休業をすることができる職員の範囲の変更

育児休業及び育児のための部分休業をすることができる職員に、新たに次に掲げる職員を追加することとします。

- (1) 配偶者が育児休業をしている職員
- (2) 配偶者が常態として子を養育することができる職員

2 再度の育児休業に係る承認の特例

一の子について、既に育児休業をしたことのある職員が再度育児休業をすることができる場合として、新たに次に掲げる場合を追加することとします。

- (1) 最初の育児休業が子の出生の日から57日以内になされたものである場合
- (2) 夫婦が交互に育児休業をしたか否かにかかわらず、職員が育児休業計画書を提出してした最初の育児休業の後3月以上経過した場合

この条例は、平成22年6月30日から施行することとしました。

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年6月17日

京都市長 門川大作

京都市条例第12号

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第11条を削り、第10条を第11条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条各号列記以外の部分中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削り、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条の見出しを「(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第6条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の別に定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法」を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度」を削り、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

第13条中「第5条」を「第6条」に改める。

附則第3項、附則第4項の前の見出し及び同項から附則第7項までを削る。

附則第8項に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「施行日」を「この条例の施行の日」に改め、同項を附則第3項とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に育児休業をしている職員で、この条例の施行の日前に、この条例による改正前の京都市職員の育児休業等に関する条例第5条第1号に掲げる事由に該当したものに対する地方公務員の育児休業等に関する法律第5条第2項の規定による当該育児休業の承認の取消しについては、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

- 3 京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。  
第7条第2項及び第16条第4項中「第9条」を「第10条」に改める。
- 4 京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(平成20年3月28日京都市条例第44号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「第8条」を「第9条」に改める。

(行財政局人事部給与課)